

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

土地商租権問題の基礎的研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2020-03-21 キーワード (Ja): 満蒙問題, 南満洲及び東部内蒙古に関する条約 (南満東蒙条約), 満蒙特殊権益, 対華21ヶ条要求, 満洲事変 キーワード (En): 作成者: 北野, 剛 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学短期大学部
URL	https://doi.org/10.18956/00007912

土地商租権問題の基礎的研究

北 野 剛

要 旨

本稿は満洲事変の背景をなしたとされる満蒙問題のなかでも、特に商租権問題に着目し、その概要を知るうえで必要な基礎的事項について明らかにするものである。商租権問題は1915年の対華21ヶ条要求の結果認められた、南満洲において土地を用益する権利であるが、設定当初より中国側の妨害を受け、外交問題化した。この問題について、これまでの研究では日中対立の側面に注目する一方で、商租行使の概況やその時期的展開については、十分に明らかにしてこなかった。また、商租権問題の事例についても、一部の争点化したもののみが取り上げられ、総体的な考察はなされてこなかった。そこで本稿では、そうした研究状況をふまえ、まず、基礎的事項を把握すべく、外務省記録にある毎年の領事報告をもとに、面積や件数などの統計を整理し、概況について分析した。また、その状況が日本国内および在満日本人にどのように認識されていたのかについても論及した。

キーワード：満蒙問題、南満洲及び東部内蒙古に関する条約（南満東蒙条約）、満蒙特殊権益、対華21ヶ条要求、満洲事変

はじめに

1915年の対華21ヶ条要求の結果、南満洲および東部内蒙古に関する条約（以下、南満東蒙条約とする）が結ばれるが、この条約の第2条には「日本国臣民は南満洲に於て各種商工業上の建物を建設する為又は農業を経営する為必要なる土地を商租することを得」、また第3条には「日本国臣民は南満洲に於て自由に居住往来し各種の商工業其の他の業務に従事することを得」とあり、日本人は南満洲の内地（いわゆる不開放地のこと。外国人居留地、鉄道付属地、租借地以外を指す）に雑居し、土地を使用収益することが可能となった（東部内蒙古では合弁事業権）¹。それまで、1896年の日清通商航海条約によって外国人居留地（開市開港場）における土地家屋の貸借が認められるのみであったから、日本人の中国における居住権は大幅に拡大したことになる。そして、商租権はその際の経済活動を安定的なものとする重要な要件であった。ところが、南満東蒙条約の締結より間もなく、中国側は各種法令等によって商租権を空文化して日本人の対満蒙土地進出を妨害し、一方、日本はこれを条約不履行として問題視した。これが土地商租権問題である。この商租権問題は、満蒙問題の一つに数えられ、しばしば日中間で

交渉が行われたものの、ついに解決を見ないまま満洲事変へといたることになる。

このように、商租権問題が日中対立の争点になったことから、この問題に関する先行研究の主たる関心もその対立点の解明にあった。例えば、先駆的な業績として、浅田 [1966、1972] は日本の満蒙植民地化の過程を分析するうえで、土地事業に着目し、日本の土地侵略と中国側の抵抗を明らかにした。また、佐藤 [1992、2000、2018] は、商租権をめぐる日中交渉に着目し、幣原外交下における現地領事の対応とその限界を指摘した²。ほかに、日中対立の狭間で実質的な被害者となった在満朝鮮人に関する研究も存在するが³、いずれにせよ、日中の対立点に問題意識が集中する点で共通している。

ところが一方で、本来であればそうした研究の前提となるべき、商租行使の概況やその時期的展開、あるいは商租権問題の全般的状況についての理解は不十分であった。部分的なデータや一部の事例を取り上げただけのものが多く⁴、また、商租面積の推移については佐藤 [2000] が統計を作成しているが、後述するように、その統計のもととなった資料の扱いに問題があり、実態を正確に反映しているとはいえない。そこで本稿では、商租権問題を考察する前提として、基礎となるべき事実関係を整理し、全体像の把握を試みる。まず、統計を用いて商租行使の概況について明らかにするとともに、商租権問題の実態がどのようなものであったのかについて、領事報告をもとに考察する。次に、そうした状況を当時の日本人がどのように認識していたのかについても、不十分ながら論及してみたい。なお、史料の引用に際しては、読みやすさを考慮し、旧字・片仮名はそれぞれ新字・平仮名に適宜改めた。

1. 土地商租の概況

(1) 土地商租の統計的把握

土地商租の概況については、商租権の獲得後、第1次世界大戦下の好況を背景として、奉天付近と東部内モンゴを中心急拡大したことがわかっている [浅田1968]⁵。その規模の推移に関する具体的な数値については、佐藤 [2000] が外務省内の集計をもとに1918年から1932年までの統計を作成しており、そこから重要部分を抜粋したのが表1である。同書では、1921年と第1次幣原外交期の1926年とを比較し、面積が3倍以上に増加しており、さらに

表1 佐藤元英氏作成の商租統計の抜粋(単位:町歩)

	奉天	赤峰	鄭家屯	その他	合計
1918年	18,412	—	434	5,680	24,526
1919年	16,522	—	677	6,889	24,008
1920年	—	—	—	—	—
1921年	37,847	21,001	3,649	7,527	70,024
1922年	118,184	21,001	3,649	7,851	150,685
1923年	118,579	21,001	12,081	14,442	166,103
1924年	—	—	—	—	—
1925年	117,310	70,001	14,122	11,700	213,133
1926年	117,528	70,001	12,670	11,456	211,655
1927年	110,954	106,588	12,670	13,960	244,172
1928年	117,631	106,588	12,670	16,114	253,003
1929年	123,869	106,558	12,670	15,918	259,015
1930年	133,125	106,588	12,670	15,382	267,765
1931年	—	—	—	—	—
1932年	133,887	106,588	12,670	16,672	269,817

註)佐藤[2000]をもとに作成。

満洲事変直前の1930年まで増加傾向を示している点に注目し、「『幣原外交』時代に、中国の領土保全を尊重する外交方針とは全く矛盾する土地収奪が強行されたことになる」と結論付けている。しかし、となると、中国側の抵抗にも関わらず、実は商租が順調に拡大していたということになってしまう。1920年代の商租権問題について浅田 [1972] は、中国官民の抵抗により商租権が形骸化し、その後、武力行使（満洲事変）によってようやく「息を吹きかえした」と評価しているが、佐藤 [2000] の分析はそうした先行研究の指摘と齟齬する。まして、1920年代は大戦後の反動不況が長引いた時期であった。はたして上記のような理解が、政治・経済の両面から可能なのであろうか。ここで注意しなければならないのは、その数値がどれだけ実態を表しているのかという点である。そこで、まず外務省内における商租の数値的把握がどのようになされていたのかについて見てみたい。

外務省が商租の実態を把握するようになるのは、1919年以降のことである。それは議会対策が発端であった。第40議会（1917年12月～1918年3月）衆議院本会議において、国民党の伊東知也が質問に立ち、商租の施行細則が未制定であることについて外務省を責めている⁶。なお、伊東は後述する榊原農場事件の関係者であり、いわば商租権問題の当事者であった。この質問は、おそらく議会における商租権問題関連の最初のものと考えられ、外務省は翌1919年1月に議会対策として在満各領事に前年（1918年分）の商租の概況報告を命じ⁷、以後、毎年の統計が作成されるようになる。1919年分以降は、多くの場合、10月末時点で集計するようになるが、これは議会の開期に合わせたためと考えられる。したがって、商租の集計は、とりあえず簡易な公電によってなされることが多く、後から公信によって修正報告することもあった。例えば、第41議会（1918年12月～1919年3月）では商租権関連の質問に対し、商租実績を3万余町歩と答えていたが、その後の集計では2万5000町歩ほどに修正している⁸。また、時には報告が遅れたと思われる領事館管区が抜け落ちていることもあった。例えば、集計がはじまる1918年分には、安東をはじめいくつかの領事館管区が含まれていない。ほかにも、商租に他の質・抵当などに基づく土地買収を含めるかどうかの不統一や、在満朝鮮人の土地契約について把握しきれない、といった問題もあり、商租自体の把握はなかなか困難である。

なお、ここでもう一つ注意すべきが、単年ごとの集計を積算しても外務省がまとめた累計値と一致しないことがしばしばある点である。これは先述のように、段階的に報告が寄せられていることから、後にその一部の資料が欠落したことで起こっていると考えられる。また、統計の信頼性が高まるのは1924年分以降で、それまで内容、体裁ともに不統一であった各領事館の報告がこの年から様式を統一し、各管区の商租累計とその内訳（契約者、年月日、面積、金額などを記載）まで全て判明するようになる⁹。

(2) 統計から見える商租の展開

さて、以上を踏まえて、先ほど佐藤氏の分析にもどる。佐藤氏の統計には年によって欠落があるので（1920年、1924年、1931年）、それらについて補正したのが表2である。

表2 商租統計表(単位:町歩)

	奉天	赤峰	鄭家屯	その他	合計
1918年	18,412	—	434	5,680	24,526
1919年	16,522	—	677	6,889	24,008
1920年	27,530	—	3,230	9,921	40,681
1921年	37,847	21,001	3,649	7,527	70,024
1922年	118,184	21,001	3,649	7,851	150,685
1923年	118,579	21,001	12,081	14,442	166,103
1924年	116,685	21,001	11,108	15,579	164,373
1925年	117,310	70,001	14,122	11,700	213,133
1926年	117,528	70,001	12,670	11,456	211,655
1927年	110,954	106,588	12,670	13,960	244,172
1928年	117,631	106,588	12,670	16,114	253,003
1929年	123,869	106,558	12,670	15,918	259,015
1930年	133,125	106,588	12,670	15,382	267,765
1931年	133,060	106,588	12,670	20,845	273,163

註)表1をもとに、外務省記録「支那ニ於ケル租地関係雑件」第2巻、同「支那ニ於ケル租借地関係雑件 別冊商租調査表」、同「満洲商租問題一件 調査報告関係」第1巻より補正した。

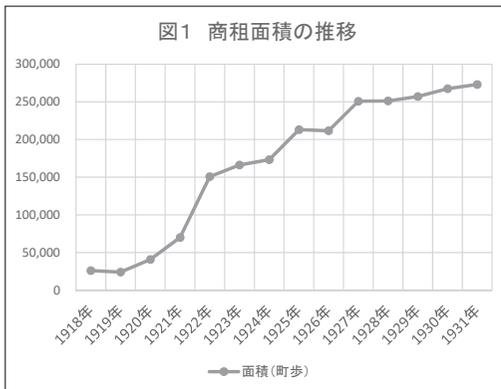


図1 商租面積の推移

蒙古の既買収地を、東亜勸業株式会社に売却したものであった¹¹。東亜勸業は1921年12月に設立された農牧業を目的とする国策会社で、満鉄と東拓が主たる出資者となり、関東庁や朝鮮総督府から毎年補助金が支給されていた。そもそも、東拓による土地買収は、1917年の満蒙進出後、大戦景気下に急拡大したものであった。ところが東拓は、1919年頃には方針を転換してこれらの土地の処分を画策しはじめる〔北野2012〕。つまり、商租契約の発生自体は大戦期のことであり、戦後不況（1920年以降）下の満洲や東部内蒙古で商租が増加したわけではなかったのである。ところで、翌1923年に鄭家屯管区に大きな増加が見られるが、これも既契約の記載漏れを後に計上したもので、この時期の増加分ではない¹²。なお、面積のほとんどはやはり東亜勸業の契約によるものである。

次に1925年であるが、前年が約16万町歩であるのに対し、約21万町歩と大きく増加している。

1920年分については単年分の集計があり、それを前年に加算した。1924年分は各領事館の報告が確認できるので、それを集計してやはり前年分に加算した。1931年分は外務省記録中で確認できたのでそれを採用した。ただし、前節で述べたように、単年分は最終集計と食い違うことがしばしばあり、あくまでも暫定値であることを断っておく。これを見ると、面積は全般的に増加傾向を示しているものの、中でも特に有意な変化が認められるのが、1922年、1925年、1927年である¹⁰。

まず、増加が最も顕著な1922年であるが、その内訳を確認すると、前年比増加約10万町歩のうち、8万町歩を奉天管区が占めていることがわかる。そこでこの年の奉天総領事館の報告を見ると、領事館ではむしろ商租契約が減少傾向であると分析している。ではこの増加は何かといえば、東洋拓殖株式会社（以下、東拓）の出資による東部内

しかし、その理由は、集計した外務省本省によれば「主として既往契約の分発見計上報告せられたるに因る」ものであった¹³。増加分の約5万町歩の大部分を占める赤峰管区の内訳を見ると、蒙古産業公司関係が3万6000町歩、華興公司関係が6000町歩となっている¹⁴。前者はかなり複雑な経緯を持つ会社で、土地買収自体は明治末にまでさかのぼり、最終的に東亜勸業に売却された〔北野2012〕。後者は大倉組の出資によるものであるが、同社の事業地である、内蒙古の通遼付近に位置するパインタラは、大戦期に大倉組が進出を画策していた地域であり、やはりいずれも1920年代における日本の土地事業の拡大とは言いがたいものであった。

最後に1927年であるが、この年の増加分約3万3000町歩のほとんどは赤峰管区であるが、その赤峰領事館の報告を見ると、前年分と対照しきれない部分があるものの、増加分のうち最大のものが華峰公司の約3万2000町歩である。内訳によると、この土地の契約の成立は1922年9月であり、翌月に東拓を介して東亜勸業に売却されている¹⁵。しかし、日本人契約者の峰八十一は1918年頃から上記土地の経営に携わっており¹⁶、実は、東亜勸業による東部内蒙古事業の一つがこの時期になって計上されたものだったのである。

以上のように、1920年代に急速な増加を見せたとする統計上の動態は、日本人の商租の実態と乖離していた。商租の拡大はいずれも大戦期の契約が後になって計上されたものだったのである。そして、それらの多くは東亜勸業関係であり、とすれば、一般の日本人による商租権の行使はかなり限られたものであったことになる。1920年代の商租状況は、停滞か、ごく緩やかな増加によって推移したといえよう。したがって、幣原外交期における日本の対滿蒙土地進出の拡大が、日中間の摩擦を激化させ、やがて衝突（満洲事変）を誘発するとの見立ては、実態にそぐわないといわざるをえない。

2. 商租権問題の具体的状況と現地領事の認識

（1）商租権問題の事例

前章では、統計への分析を通して、第1次世界大戦期から満洲事変にかけての商租の動向を確認した。そこでは、商租の拡大が大戦期、つまり大戦景気という特殊状況のもとで起こり、1920年代に入るとほぼ停滞していたことがわかった。では数値には表れにくい、例えば中国側による権利行使の妨害など、実際的な部分についてはどうであったのか。この点については、当時から満鉄が『支那側の商租妨害手段』において様々な事例を挙げており¹⁷、戦後も、主としてこれを用いて商租権妨害について分析した前述の浅田氏の研究や、ほかにも榊原農場事件などの個別の事例に注目した研究がある〔白井1966〕、〔江夏1997〕。特に浅田氏は商租妨害の手段として、各種の中国側法令に注目し、その民族的抵抗運動が日本の満蒙土地事業に与えた影響について指摘した。そこで、まずはそれらの研究に依拠しつつ、これまで明らかにされて

きた商租紛争について、概要を把握しておこう。

商租権の行使を妨害するために中国側が発布した法令については、浅田 [1972] が満鉄の調書に基づいて分析しており、タイプ別に直接的妨害と間接的妨害に分類し、前者については、商租を禁止するもの、制限するもの、および成立を困難にするものがあり、後者については、土地の担保化、国有地の払い下げ、森林伐採権、居住権などを禁止するものであったとしている。ただし、これでは商租権妨害が時間軸からどのように展開したのかがわかりにくい。また、そこに掲載されている商租妨害法令の一覧表は、時系列ではあるものの、県などの地方レベルや、従前の法令を確認しただけのものなども含まれている。しかし、地方レベルの法令では省政府の意向が不明確であり、また、従前の法令を確認するものについては政策的な変化を意味しない。そこで、商租権関係法令の内容を吟味し、外務省記録も参照しつつ時系列で政策的展開を整理したのが表3である。

当初の懲弁国賊条例は中央政府の制定によるが、これは翌年に廃止されており、実質的な被害は少なかったと考えるべきである。次に、商租権を制限する法令としてよく指摘される商租地畝須知であるが、権利の制限（処分権を認めない）、用途の限定（農商工業のみで林業等を

表3 中国の商租権妨害法令

年月	法令	概要
1915年 6月	懲弁国賊条例(中央政府)	外国人と契約して国家の権利を損害した者は死刑。
	商租地畝須知(中央政府)	中国側の商租細則。権限を縮小解釈。
1923年 7月	商租禁止に関する訓令(奉天省)	商租細則が未成立のため商租を禁止。
1927年 7月	日本人の居住制限に関する密令(吉林省)	商埠地以外での家屋の賃与禁止。
	11月 外国人に対する土地家屋賃借禁止に関する訓令(奉天省)	
	12月 森林執照の担保禁止命令(吉林省)	
1928年 1月	日本人の借地借家契約を制限する訓令(奉天省)	日本人の借地借家契約を1年に制限。
	3月 日本人居留民の取り締まりに関する訓令(中央政府)	合併事業は満期とともに終了。内地居住者には法令課税の順守を義務付け。
	3月 日本人、朝鮮人の土地租借禁止に関する訓令(奉天省)	
	8月 外国人への土地抵押、典売禁止命令(奉天省)	
1929年 1月	商租禁止令(吉林省)	
	2月 土地盗売厳禁条例(中央政府)	土地盗売は死刑。
	2月 朝鮮人農民の借地回収令(遼寧省)	
	2月 帰化朝鮮人の土地買収取締令(遼寧、吉林省)	帰化朝鮮人による外国人への土地転売禁止。日本に内地居住者視察の警察拠点を作らせないう、家屋賃与を禁止。
	2月 日本人への家屋賃与禁止令(吉林省)	
1930年 3月	商租禁止令(遼寧省)	
	4月 日本の満蒙政策防止に関する密令(吉林省)	日本の侵略防止のために国土盗売を禁止。
	4月 日本人、朝鮮人に対する土地抵当契約禁止令(遼寧省)	
	6月 土地法(中央政府)	外国人への農地等の権利移転、賃借、外国人の農業を禁止。
	9月 国土盗売禁止令(東北政務委員会)	
	9月 国土盗売禁止訓令(遼寧省)	
	10月 日本人の土地購入禁止密令(遼寧省)	
	11月 外国人の土地抵当契約禁止訓令(黒竜江省)	
1931年 1月	商租取消令(遼寧省)	
	5月 国土盗売懲罰法(遼寧省)	国土盗売に関する罰則規定。

註) 満鉄太平洋問題調査準備会編『東北官憲所発排日法令輯』(1931年)より作成。

排除)、契約手続きの煩雑さや契約年限の明記など、確かに商租権の効力について縮小解釈に努めている。しかし、これは中国側が当初暫定的に定めた商租権の施行内規であって、そもそも、商租権は条約上の規定であり、中国の国内法上の取り扱いについて、中国側としても規程を設けざるをえないという事情があった。中国政府内では、南満東蒙条約の締結直後から、関連の税制や司法制度について準備をはじめており、商租地畝須知もそのなかで制定したものであった¹⁸。したがって、これ自体は、商租権を制限してはいるものの、禁止しているわけではなく、むしろ商租権の承認を前提とするものであったことを指摘しておきたい。なお、商租権問題をめぐる日中交渉は、具体的にはこの施行規程（細則）をいかに制定するかについて協議したものであり、一般にこの細則の成否こそが商租権問題解決の鍵と見なされていた。

次に、1923年に商租自体を禁止する法令が出されている点に注目する。同法令ではその理由について、細則の未制定を挙げ、商租権に法的効力がないためとしているが、時期から考えて、旅大回収運動に乗じたものであると見ることができよう。後述のように、この頃を境に現地領事からは商租の取り締まりが嚴重になったとの報告がなされており、商租権問題複雑化の契機となった可能性が考えられる。その後、1927年には土地のみならず家屋の貸借をも制限しようとする動きがあり、さらに1928年になると、抵当の設定などによる事実上の土地売買も取り締まりの対象となって、国内法上、全面的に日本人の土地利用が禁止されることとなる。ただし、それらの細かい法令がどこまで実効性をもっていたかは別問題であり、後述するように、土地利用の方法が全くなかったわけではなかった。

最後に、具体的な事例について見てみたい。前掲『支那側の商租妨害手段』が挙げる事例は、東亜勸業農場と榊原農場への経営侵害、さらに在満朝鮮人への土地取得妨害の3件である。このうち、東亜勸業と榊原農場は商租権問題の代表的事例としてよく知られており、また、在満朝鮮人への迫害も商租権問題の一大争点であった。

商租権問題の事例として最初に東亜勸業に注目したのは、やはり浅田 [1966、1972] であり、中国官民の実力行使による商租権妨害の代表例として分析している。それによると、満洲事変直後の1932年時点で、同社所有地約14万町歩のうち、妨害行為によって経営不能に陥っていた土地が約11万町歩ほどあったという。表2を見ると、1931年末時点の商租の総面積が27万町歩余りだから、同社の経営不能地はその4割に相当することになる。同社は設立直後から東部内蒙古地域を中心に商租関連の紛争を抱えていたが、それまで比較的安定していた奉天方面の農場すら、1929年になると中国人の襲撃を受ける事件が起こっている。東亜勸業は先述のように国策会社であったことから、浅田 [1966] はこれを「半国家地主」とも称しているが、まさに商租権問題を象徴する事例であるといえよう。

次に榊原農場であるが、これは最も早い段階での商租権紛争の事例としてよく知られているものである。榊原政雄という人物が商租権設定以前に奉天付近の北陵の土地を買収したこと

にはじまり、外交問題となった結果、土地のほとんどを中国側が買い戻すこととし、柙原には100町歩ほどの農地の商租を認めた。ところがその後、柙原側が商租料を滞納したことを理由に、奉天省政府は商租の効力を認めず、1929年頃から同地に鉄道建設をはじめ、紛争に発展したものであった。最後に、在満朝鮮人への圧迫であるが、前述の満鉄の調書で示されているのは、1929年に在満朝鮮人に土地を売却した中国人を当局が取り締まったという事件である。ただし、こうした事例はほかにも数多くあったと考えられる。

(2) 領事報告から見る商租権問題

以上、商租権問題の代表的な事例について確認した。ただし、商租妨害の法令についていえば、中国の法令がどこまで実効性をもっていたのかは、それぞれ個別の検討が必要である。そのうえ、前節で見たのは、一部の問題化した事例のみである点にも留意しなければならない。表4を見るとわかるとおり、1920年代半ば以降、商租件数は常に1000件以上で推移したが¹⁹、先述の商租紛争の事例は、面積ではかなりを占めるものの、ほとんどは東亜勸業関連

表4 商租件数の推移

	奉天	安東	その他	合計
1918年	272	54	102	428
1919年	298	55	214	567
1920年	348	58	285	691
1921年	389	60	356	805
1922年	386	3	186	575
1923年	411	3	291	705
1924年	217	627	434	1,278
1925年	222	601	636	1,459
1926年	216	574	445	1,235
1927年	221	578	439	1,238
1928年	228	497	464	1,189
1929年	259	456	423	1,138
1930年	279	422	494	1,195
1931年	298	407	516	1,221

註) 出典は表2と同じ。

であった。つまり、件数でいえばごく一部にすぎず、それらだけでは、商租権問題をめぐる全般的状況を明らかにしたことにはならないのである。もちろん、すべての商租地について分析することは、資料的に難しい。しかし、そうした状況を現地にあった領事がどのように見ていたのかがわかれば、商租権問題の全般的な把握に有用であろう。そこで、やはり領事館の定期報告に注目して分析を試みたい。前章で述べたように、外務省が商租の実態把握につとめるようになるのは議会質問がきっかけであり、そうした質問は商租の空文化について外務省の怠慢を責めるものであったから、当然、外務省としては商租をめぐる紛争の有無も大きな関心事であった。よって1919年分からは商租の面積や金額だけでなく、「最近に於ける本邦人商租権利用状態及支那官憲の態度」が報告事項に加えられたのである²⁰。

まず、中国側の商租妨害についての現地領事の観察であるが、1920年代を通しておおよそ共通するのが、1920年分の奉天総領事館の報告に「官憲の態度は概して商租を歓迎するの風あるも公然妨害することは稀なり」とあるように、実際には日本人が直接被害を受ける例は多くなかったことである。実態としては、中国官憲が中国人側を圧迫して商租の成立を阻むという、間接的な妨害がほとんどであった²¹。とはいえ、中国の地方政府を無視して商租を実施しても安定的に運用できないため、すでに1919年分の奉天総領事館の報告が商租の細則制定を「緊要」と主張するように、早急な中国側との合意形成が求められていた。もっとも、中国側も狭

義の商租に対しては敵対的であったものの、それ以外の土地契約については、当初、黙認していたようである。やはり1919年分に関する安東領事館の報告によると、この年の新規商租件数は1件とあるが、これとは別に商租に類似する土地契約が273件、1371町歩あり、そのほかに詳細不明の分がまだ約600町歩あるという。また、1921年分の牛莊領事館の報告では、中国の定めた手続きに従うことで、商租について中国官憲の公認を得た事例が存在した。

次に、商租権問題の原因について現地領事がどのように観察していたのかであるが、ここで特に注目すべきは中国側の税制と商租との関係である。これについては奉天総領事館が数年にわたって報告しているが、例えば、1922年分に関する報告によれば、中国側が商租年数に応じて租税の前納を要求するようになったため、あえて商租の形式をとらず、「日支人共同経営の形式に依るもの或は年租の形式を採るもの等漸次増加し来れり」という状況が生じたという。また、1923年分の報告では、中国の定めた規則に則って手続きをとれば中国官憲もこれを許可しているが、「然れども日本人にして商租せる土地に対し兎角課税及警察法等に服せざる結果」、商租が不調になっている、と報じている。そして、「畢竟するに日鮮人にして支那の課税及警察法に服する以上支那に於ても日鮮人の土地に関係するを左まで排斥せんとする意図なきものと思料せらる」とも見ていた。つまり、日本人が中国の課税から逃れようとしていることに、商租権問題複雑化の要因の一端を見出しているのである。奉天総領事館は満洲の政治的中心に位置し、管内の商租件数も他に比べてかなり多い。したがって、単なる一地方的現象ではないと考えるべきである。南満東蒙条約によれば、満洲内地に居住する日本人は、日本領事の承認した中国の課税・警察法令に服することになっていた。かくして、現地領事においては、商租そのものだけでなく、それにまつわる法的基盤の整備が、重要な課題と認識されるようになる。

ここでさらに注目すべきは、商租の不振や紛争の原因について、日本側の問題への指摘がほかにもいくつか存在することである。その一つは紛争の原因を中国の排外姿勢ではなく、現地の実情を無視した日本側に求めるものであり、例えば、1922年分の奉天総領事館の報告では、商租をめぐる紛争について記し、その理由について、日本側の契約者がもともと現地にあった小作人を放逐したため、小作人が官憲に訴えて起こったものであるとし、「排外的意図に出たるものに非らざるなり」と説明している。対立の原因として日本側の態度を挙げるのは、1924年分に関する遼陽領事館の報告も同様であり、「邦人商租権者の我利的態度等は商租に禍して遂に支那地方官憲の圧迫となり」と説明する。また、1925年分の赤峰領事館の報告でも、妨害の原因として「元来本邦人か之等合弁公司を組織し土地を商租するに当り甚だ曖昧杜撰の方法によりしこと」を挙げている。ほかにも、商租不振の原因が日本側の経済状況にあると指摘するものもあり、1923年分に関する鄭家屯領事館の報告では、「財界不況の結果比較的大資本を要し且目前の利得無き農業を目的とする土地に対し余裕なきに至れる」と述べ、日本の投資意欲の低下にも問題があると見ていた。現地領事の分析は、中国側の敵対的態度を認めつつも、

これに加えて、実的な要因をも見逃してはいなかったのである。

(3) 領事報告から分析する商租権問題の展開

前節で見たように、商租権問題は多くの場合、中国側の間接的妨害と法的基盤の不備に原因があり、そこに日本側の中国現地法令への態度や土地経営の杜撰さ、経済状況などが加わって複雑化した。ただし、日中関係の変化が与えた影響も当然存在する。いくつかの領事報告に共通するのが、1923～24年頃を境に中国側の態度がより硬化したという点である。

1924年分に関する遼陽領事館の報告には、「特に大正十二年以来は支那の商租規則に遵ふものと雖一々省当局に上申精査の上拒否を決すること、なりたるもの、如く商租は事実上不可能となれるやの觀あり」との記述があり、また、同年分の鉄嶺領事館の報告でも「支那官民の態度は四五年前迄特に認むべきもなく契約容易なりしも兩三年来各地共民間は兎も角官憲側に於て之を喜はざる風なり密に契約するも官憲の圧迫からざる模様あり右は地方的のものに非ずして奉天当局方面より出てたるもの、如し」と見ていた。ほかにも1924年分の奉天総領事館通化分館の報告なども同様の状況を指摘して、「今後鮮人の土地貸借経営は多少困難を来すべしと予想せらる」としている。これはパリ講和会議以降、排日の輿論が高まり、特にワシントン会議（1921年11月～22年2月）では21ヶ条関連条約の破棄が話題となったこと、さらにそれがもとになって1923年には旅大回収運動が起きたことと関係していると考えられる。

このように、中国が国権回収的な動きを見せはじめると、商租権をめぐる日中対立も深まり、権利の空文化が進んだ。しかし一方で、領事報告を見ると、単年の賃借や小作契約の形式をとることで、土地の利用自体は可能であったことがわかる。1924年分に関する奉天総領事館の報告によれば、中国官憲は商租を否認し、商租権設定以前の土地契約に関しても、長期間のものは認めず「暫租即ち年租」についてのみ認めているが、その意図は、「商租細則なき限り其準拠法なきを以て細則の協定を見るまでは暫行的に租地を許す」という点にあると考えられた。そして、こうした中国側の商租否認の態度を見た日本人側は「支那側官民共に心よしとせざる商租の二字を避け、或は典、押〔質と抵当——引用者註〕の形式によるか或は年租の形を以て事実上土地の利用をなすに至れり。殊に鮮人の多くは資金の薄弱なる關係上一二年の年租契約により農業に従事し居る」という状況であった。つまり、裏を返せば、狭義の商租権の形骸化のみをもってしては、日本人による土地利用自体が行き詰まったとは即断できないのである。

こうした全般的状況に加えて、商租妨害の程度は地域によって一様ではなく、例えば、日本人（朝鮮人を含む）の土地利用の目的は主として水田経営にあったが、その利益性から、中国人地主側にも水面下でこれを求める動きがあったようである。1925年分の奉天総領事館通化分館の報告では、1924年以来朝鮮人の土地商租に対する中国官憲の態度が厳しくなり、新たな商租はほとんど不可能になったことを指摘しながらも、水田経営の利潤が大きいことから、中国

人地主は、開墾自体は歓迎しており「従て官憲当局に於ても水田に対しては絶対に其商租を許容せざる方針には非ざるか如し」と見ていた。また、商租取り締まりの加減も年毎に差があったようであり、さらに加えて、中国の国内情勢の変化にも左右された。例えば、1927年分の奉天総領事館通化分館の報告には、同地域内は取り締まりの結果、ほぼ全てが単年契約となったとあるが、翌1928年分の報告では「支那官憲の之等鮮人の土地賃借に対する態度は本年は従前に比し稍緩和したる感ありて租子〔小作——引用者註〕も又は押の如きも余り露骨に干渉せざるに至りしか如し」とある。また、1926年分の赤峰領事館の報告では、それまでに比べ、「本年四月現熱河都統湯玉麟の就任後は何等の圧迫を加へたるを聞かず右は蓋し同人か東亜勸業会社との間に特殊の默契あると戦争倥偬の際深く内政を顧るの違なきとの為ならむと史料さる」と分析している。

ところで、1920年代後半以降、領事報告中の中国官憲の態度に関する項目はあまり記載されなくなる。表3で確認できるように、商租関係の法令がむしろこの時期以降に増加することを考えると、やや不可解である。その理由ははっきりしないものの、おそらくそれまでと状況がさほど変わらなかったことによると考えられる。それを裏付けるように、いくつか記載されている例を見ても、それまでとほぼ同内容である。例えば、1930年分に関する鉄嶺領事館の報告には「中国側官憲は近年邦人鮮人に土地或は家屋を売渡し又は貸与せざる様密令し居り若し之を犯すものは国土盗売を以て処罰することとなり居れるか故に一般地主は鮮人を自家使用人の形式にて官憲に届出て内実一ヶ年間の商租を反復する状態なり」とあり、商租への妨害が続いていたものの、それをかいくぐった土地の利用自体は依然として不可能ではなかった。

ただし、中国の国内政治情勢の変化による日中対立の激化を無視することはできない。1929年分に関する遼陽領事館の報告では、「国民政府の東省を治下に収むるに至り国権の拡充を標榜し形式的にもせよ内治外交の刷新に力めんとする現今に在りては更に懲治盗売国土暫行条例或は対外人貸与稻田禁止令を発する等々に商租に対し其の成立に圧迫を加へんとする情勢にあり」と述べており、張学良政権、特に易幟（国民政府への合流）以後の対日態度の影響を垣間見ることができる。

以上の領事報告の分析からは、単に中国の商租妨害法令や一部の事例を見るだけではわかりにくい、商租権問題をめぐる現地の実態が確認できた。商租の妨害は、排外的な気運が高まる1920年代中頃から本格化するものの、それを回避する方策もないわけではなかった。また、その時々々の政治情勢や地域的な差異も存在していたのである。

3. 日本人の商租権問題への認識

(1) 日本の国内報道の展開

これまで商租権問題に関する現地の状況について見てきた。では、こうした状況について、当時の日本の国内はどのように反応していたのであろうか。これを知るうえで手がかりになるのが、新聞での報道であろう。そこで、ここでは新聞報道への検討を通して、日本国内における商租権問題の扱われ方について見てみたい。検討対象としたのは、現在、この時期の記事検索が可能な朝日新聞、毎日新聞、読売新聞のうち、「商租」をキーワードとして検索結果が最も多かった朝日新聞を中心に、ほかに多様な新聞の経済関係記事を横断的に検索できる、神戸大学附属図書館新聞記事文庫も参照した。なお、参考までに朝日新聞の記事件数を整理したのが表5である。

表5 『朝日新聞』の
商租関連記事件数

	記事件数
1915年	2
1916年	3
1917年	6
1918年	11
1919年	3
1920年	2
1921年	10
1922年	4
1923年	5
1924年	4
1925年	6
1926年	12
1927年	4
1928年	12
1929年	5
1930年	0
1931年	13

註)朝日新聞社「聞蔵Ⅱビジュアル」で「商租」で検索し該当した記事件数。

まず、商租権制定後から第1次世界大戦の終結までの時期について見ると、商租権問題に関する記事が増加するのが1917年から翌年にかけてで、記事の内容は中国側の排日の態度や商租細則制定の必要を報じるものであるが、この頃、東拓が拓殖金融機関として満蒙に進出しており、商租について注目が集まった可能性がある²²。その後、商租権問題の報じられ方で興味深いのがパリ講和会議に際してのことである。全権の牧野伸顕が、会議に赴く途次、米国で記者に対し、各国の経済閉鎖主義への批判的文脈から門戸開放主義の意義に言及し、その中で、中国の閉鎖的態度の事例として商租権問題を取り上げたことが、いくつかの新聞で報じられている²³。パリ講和会議以後、日本は、中国の国権回収と21ヶ条要求関連条約否認などの動きに直面するが、一方で、大戦後の国家発展の方向性として中国大陸への関心を強めており、それを阻害する閉鎖的態度の代表例として商租権問題が位置付けられていたことがわかる。

その後、1920年代について見ると、何かの政治的な動きにともなって断続的に報道されることが確認できる。例えば、1921年に報じられた時は、原内閣の第1次東方会議があり、これに際して、在満日本人側で商租権問題解決を求める陳情がなされていた²⁴。また、それから間もなく、奉天総領事落合謙太郎による商租権問題交渉がはじまったことでも注目が集まった²⁵。そうしたなか、報道の性格が、国内政治問題を反映したものへと若干変化するのが1925年以降である。背景の一つとして、護憲三派内閣の成立（1924年）により政党内閣の時代がおとずれ、議会において外交方針をめぐる議論などに注目が集まったことが考えられる。それまでも、商租権問題が議会で論じられたことはあった。しかし、例えば質問に立った国民党の伊東知也（1918年2月、1919年1月《第40、41議会》）、憲政会の古賀三千人（1920年7月、

1921年1月《第43、44議会》は自身が満洲で土地事業に携わったことのある、つまり商租権問題の当事者であった。ほかにも、憲政会の加藤定吉が商租細則制定をめぐる政府の怠慢を責める意味から予算委員会で質問したことがあったが（1920年2月、1922年2月《第42、45議会》）、むしろ憲政会は商租権を設定した側であり（前身の同志会が21ヶ条要求時の与党）、いずれにせよ質問としてはインパクトに欠ける。それに対し、護憲三派および憲政党内閣は、首相の加藤高明が21ヶ条要求当時の外相であり、外相の幣原喜重郎もその掲げる対中不干涉政策が弱腰外交としてやはり議会での議論の的になったこともあり、商租権問題に必然的に関心が集まりやすかったと考えられる。事実、第50議会（1924年12月～1925年3月）では、衆貴両院の本会議と予算委員会で商租関連の質問があり、さらに商租細則の制定を求める請願も出されている。新聞でも商租権問題の解決を訴える記事がいくつか確認できる²⁶。

かくして政党内閣期以降、満蒙権益への態度がその政党の対外政策を占うものとなっていくが、なかでも積極外交を掲げた政友会の田中義一内閣の成立では（1927年4月）、満蒙諸懸案の解決が期待された。例えば、第2次東方会議の開催に際しても懸案事項の一つとして報じられており²⁷、その後の満蒙問題交渉でも議題に含まれると見られていた²⁸。ほかにも1927年から本格化する日中通商航海条約の改定交渉では、治外法権撤廃と交換に内地開放を実現し、そこに土地所有権を含めることで商租権問題をも一挙解決できるとの報道がなされている²⁹。しかし、田中内閣の満蒙政策は、中国の内戦と張作霖爆殺事件、張学良による易幟などが重なったこともあり、問題を解決するにはいたらなかった。この間、商租権問題は在満朝鮮人問題とも絡む問題として認識され、複雑化する様相を呈した。

しかし、この後、1929年7月、民政党の浜口雄幸内閣が成立して第2次幣原外交がはじまると、再び対中不干涉政策をとり、また、通商条約の改定において関税問題を優先したこともあったためか、商租権問題に関する報道は減少する。この間、1929年の太平洋問題調査会の開催によっていくらか報道がなされた程度であったが³⁰、1931年に治外法権撤廃交渉がはじまると、これが商租権問題と結びつけられ、再び注目を集めるようになる。ただし、中国側が即時治外法権撤廃と内地開放不承認を主張して日本に歩み寄りを見せなかったため、中国への批判的な論調が目立つ³¹。この交渉の直前、第59議会（1930年12月～1931年3月）において、松岡洋右が満蒙を生命線と呼んで話題となっていたが、その根幹をなすはずの商租権問題はついに解決されなかった。むしろ、間もなく万宝山事件が発生したことで、商租権問題は中国の不法行為の代表例として輿論硬化の材料となっていった³²。

以上からわかることは、商租権問題についての日本国内の報道が、1920年代後半以降、商租権問題そのものの推移よりも、政治状況に左右された側面が強いことである。前章で見たとおり、実際には商租権の空文化は1920年代中頃に決定的となっていたが、そうした実態よりもむしろ、政党内閣による対満蒙政策が問題への関心を高めたといえよう。したがって、やがて

第2次幣原外交がはじまり、日中関係が混迷の度を増していくと、実態としての商租はすでに長らく閉塞状況にあったが、輿論のうえでは先鋭化していくのである。

(2) 商租権問題をめぐる在満日本人の問題意識

次に、商租権問題をより身近な問題として認識していた在満日本人の議論に注目してみたい。満洲現地においては、居住権の制限は、日本の満蒙発展を阻害するだけでなく、自らの経済活動を不利にする深刻な問題であった。そこで、満洲現地における問題意識を整理し、それが時期とともにどのように展開するのかについて確認してみよう。

まず、商租権問題の解決を強く訴えていた存在として、当事者である満鉄や東亜勸業が挙げられる。満鉄では各種調書を作成して商租権問題についてまとめており、外務省に細則の早期実現を求めていた³³。最も大きな商租紛争地を抱える東亜勸業もやはり同様の調書を作成し、細則の未制定を問題視していた³⁴。また、在満日本人の輿論を見るうえで指標の一つとなるのが在満日本人商業団体であるが、まず、鮮満商業会議所連合会では、1920年の第3回大会で商租権問題が議案となっており³⁵、さらに満洲商業会議所連合会でも1926年の第5回大会で議案となっている³⁶。これらは総じて、政府に対し細則の実現を求めるものであり、問題解決の最優先事項としてこれを位置付ける点で、満鉄などと同じであった。

しかし、在満日本人の商租権問題をめぐる議論について、今少し細部を確認すると、単なる中国の排日行為への批判とはやや異なる見方が存在していたことが確認できる。その例として、商租権問題についていくつかの著述がある川村宗嗣という人物を取りあげよう。川村は1911年に東亜同文書院を卒業後、満鉄に入社して土地関係の事務に携わり、南満洲製糖株式会社に転じた後も同様に商租権関連を担当していた人物で、商租権問題に詳しいことから、1924年には奉天総領事館の嘱託となっている³⁷。川村は当初、商租権問題の争点として、やはり細則の有無を重視していた³⁸。しかし、ワシントン会議などを経て中国側の国権回収の動きが高まった頃から、単に商租の細則を制定するだけでなく、その内地居住にまつわる、警察・課税法令、司法制度の整備が、問題解決に不可欠の要件と見るようになった³⁹。そして、そのワシントン会議の決議に基づいて、列国による中国治外法権委員会が1926年初頭から開催され、治外法権撤廃への議論が本格化すると、川村は治外法権撤廃と内地開放（土地権を含む）の交換策を支持するようになる。そこでは「元来他国にやつて来て其国の法権に服せず自国の法権を背負つて歩こうと云ふ様な考は明かに前世紀の遺物であつて、二十世紀の今日に於ては実に時代錯誤」と治外法権撤廃を当然視するのであるが、それは中国側の条約不履行を責める一般の主張とは、やや性格を異にするものであったといえる⁴⁰。

もっとも、こうした見方は川村に限られたものではなく、満洲現地にあつて土地問題に詳しい者の共通した認識であつたと考えられる。つまり、治外法権が日中関係のネックになってお

り、これを解消することで商租権問題も解決しようとの見方が、現地に存在していたのである。陸軍経理官出身で満蒙拓殖策について研究していた木下通敏は「満洲に於ける官界民間の邦人有力者の所懐を叩いたが誰人も異口同音に法権の撤廃に異議なきことを述べて居た。而して商租問題は此の問題の解決によりてのみ解決を見得るものなりとの意見が多かつた」と述べている⁴¹。そして、1927年以降、日中通商航海条約の改定交渉が行われるようになると、これを好機として、いよいよ本格的に商租権問題の解決が期待されるようになる。川村は大連発行の言論誌『新天地』誌上で、「今日の所謂『商租問題』は決して『商租』の解釈とか商租細則の協定などの問題ではない。そんな時代はとうに過ぎ去つて居る。其故にこそ条約改訂の交渉に於て扱はれると伝へられる事の誠に可然であると信ずるものである」と主張するのである⁴²。

かくして、在満日本人は治外法権と商租権問題との間で葛藤するようになる。1930年7月、雑誌『新天地』では、「商租権治外法権何れを択ぶべきか」と問いかけ、「商租権を主張する日本人が同時に一方相変わらずに厳然たる治外法権を保有するの實際を憶ふ時、支那は成程如何なる無理算段をして、も此の日本への借金を踏みたをすより仕方なかつたのではないか」と中国の態度に理解を示し、「由来日本及日本人が治外法権を厳に保有しつゝ、商租権を主張したのが自体無理だつたのではないか」と疑問を呈すのである⁴³。しかし、治外法権撤廃は満洲に居住する日本人にとって切実な問題であり、実際には治外法権の恩恵を受けている以上、これを商租権問題解決の交換条件とすることに反対の意見も存在した。特に張学良政権以降、排日の度が増すにつれて、在満日本人が治外法権維持論を強めていたことが従来の研究でも指摘されている [副島1984]。かくして、商租権問題は最後の解決の手段を失うのであった。

おわりに

ここまで確認してきたことをまとめておこう。まず、商租権の行使、つまり、日本の対満蒙土地進出の概況であるが、第1次世界大戦下に急増したものの、大戦の終結とともに停滞期に陥っていたことが確認できた。これまでの研究では、1920年代に急増し、それが日中間の対立を醸成したと指摘してきたが、それは統計上の誤りであったことになる。次に、商租紛争、つまり中国側の妨害の実況であるが、これまでもいくつかの例が取り上げられたことがあったが、それらは商租件数に対してごく一部に過ぎず、一般的な状況を示すものであったとはいえない。本稿では、在満領事の報告をもとにその展開を明らかにしたが、そこからは商租への妨害行為が必ずしも日本人を直接的対象としたものではなかったこと、また、背景として、中国国内の課税・警察権といった国内法制への日本人の不服従があったことや、商租停滞の原因として、日本側の経済問題もあったことがわかった。また、商租の取り締まりは段階的に強化されていき、1920年代中頃には、日本人の土地権（商租だけでなく、家屋の賃借なども含め）の

行使を全般的に防遏する体制ができあがるが、そこには抜け穴が全く存在しなかったというわけではなかったし、中国の国内政治情勢によっても変化が生じた。ここからは、法令を年表的に見ることで確認できない、現地の実態が垣間見える。

一方、そうした状況に対する日本国内の反応を見ると、新聞報道ではしばしば商租権問題を扱っていたが、1920年代中盤以降、国内政治状況の反映が色濃くなっていく。護憲三派内閣、憲政会内閣の首相である加藤高明は21ヶ条要求当時の外相であり、外相の幣原喜重郎はその対中外交姿勢が弱腰であると批判されがちであった。また、その後の田中義一内閣は満蒙問題を重視する態度をとっており、いずれにせよ、注目を集めやすい外交案件であったといえる。しかし、そうした関心のあり方は、満洲現地における商租権問題の展開とやや非対称であった。これに対し満洲現地では、商租権の確立が重要な課題ではあったものの、やがて商租権の強行を疑問視し、中国側の立場に理解を示す意見も現れるようになる。そこでは、問題解決の方策として、治外法権撤廃に期待が集まるようになっていくのである。ただし、中国側の排日行為が激化すれば、それにつれて治外法権撤廃は非現実的にならざるをえなかった。

さて、商租権問題の歴史的文脈を考える時、これらの事実関係がいかにして満洲事変と接点を結んでいくのかが解明されなければならない。しかし、そのためにはさらにいくつかの課題が残されている。重要と思われるものを二つほど挙げれば、一つはこの問題への日本の外交的対応を明らかにすることであり、さらにもう一つは、日本国内における、外交政策や国際政治、あるいは移民問題や農業問題をめぐる専門的な議論に、商租権問題を位置付ける作業である。前者についてはすでに別稿を用意してある [北野2020]。後者については今後の課題であるが、これらを通して、満洲事変以前の日本において、満蒙とはいかなる意味を持つ地域として位置付けられていたのかを考察し、満洲事変の背景について再検討することとしたい。

注

- 1 外務省編『日本外交文書』大正4年第3冊上巻473文書。
- 2 商租権問題から日中関係を考察した研究として、臼井 [1966]、馬場 [1993、2003] がある。
- 3 在満朝鮮人に関する研究は多いが、例えば、兪 [1986] などが商租権問題に触れている。また、間島問題の文脈から論じた代表的な研究として、李 [1991] がある。
- 4 相沢 [1988] は商租の概要と昭和期に関する統計を作成しているが、研究関心が日中の対立点にあり、統計の扱う時期も限定的であることから、商租の全体像を明らかにできていない。
- 5 なお、本来、東部内蒙古については認められていたのは農業合弁権であり、商租権ではない。しかし、奉天省との隣接地域については、土地払下げを経て商租の対象となった地域もあり、また、外務省でもこれを区別して統計を作成していない。

- 6 『官報』号外、1918年2月27日、衆議院議事速記録第16号。
- 7 外務省記録「支那ニ於ケル租地関係雑件」第3巻（JACAR Ref. B04011172100）、1919年1月18日、外相内田康哉発、在満洲各領事宛。
- 8 外務省記録「支那ニ於ケル租地関係雑件」第2巻（JACAR Ref. B04011169900）、「商租概況」（条約局第三課調）。
- 9 外務省記録「支那ニ於ケル租借地関係雑件 別冊商租調査表」（JACAR Ref. B04011179900）（以下、「商租調査表」と記す）、1924年11月14日、外相幣原喜重郎発、在満洲各領事宛。
- 10 実は1921年分についてはやや不可解な部分がある。1919年までの累計に1920年と1921年の単年の集計を合算しても1921年分と一致しない（単年の合算では4万3000町歩ほどとなる）。なお、1921年分を翌1922年分と比較すると、ほとんどの領事館区で数値が同じであるが（奉天総領事館区のみ突出して増加）、1922年分については各領事館から新規の商租が報告されており、とすれば、1921年と1922年のいずれかが不正確な数値であることになる（前掲「支那ニ於ケル租地関係雑件」第3巻）。
- 11 前掲「支那ニ於ケル租地関係雑件」第3巻、1922年12月8日、奉天総領事赤塚正助発、外相内田康哉宛。
- 12 前掲「商租調査表」、1923年12月8日、鄭家屯領事吉原大蔵発、外相伊集院彦吉宛。
- 13 前掲「商租調査表」、「土地商租概数」（1925年10月末現在）。
- 14 前掲「商租調査表」、1925年12月11日、赤峰領事館事務代理和田正勝発、外相幣原喜重郎宛。
- 15 前掲「商租調査表」、1926年12月6日、赤峰領事館事務代理中根直介発、外相幣原喜重郎宛および外務省記録「満洲商租問題一件 調査報告関係」第1巻（JACAR Ref. B02031189300）、1927年1月21日、赤峰領事館事務代理中根直介発、外相田中義一宛。
- 16 外務省記録「蒙古農牧事業関係雑件」第2巻（JACAR Ref. B04011157900）。
- 17 南満洲鉄道庶務部調査課編『支那側の商租妨害手段』（1928年）、同続編（1929年）。1930、31年については、満鉄太平洋問題調査準備会編『東北官憲所発排日法令輯』（1931年）がある。
- 18 中央研究院近代史研究所編『中日関係史料 二十一条交渉』（上）（下）（中央研究院近代史研究所、1985年）。
- 19 あくまでも外務省が把握しているもののみである。なお、1924年に急増しているのは、安東領事館区に大幅な増加があったためで、その原因は、同地域に在満朝鮮人が多く居住しており、彼らによって結ばれていた商租に類似した土地契約を計上したことにあったと考えられる（前掲「別冊商租調査表」、1923年12月18日、安東領事西沢義徴発、外相伊集院彦吉宛）。
- 20 前掲「支那ニ於ケル租地関係雑件」第2巻、1919年11月27日、外相内田康哉発、在満洲各領事宛。なお、昭和期については、相沢〔1988〕も参照。
- 21 以下、1919年分から1922年分までは前掲「支那ニ於ケル租地関係雑件」第2巻および第3巻、1923年分から1926年分までは前掲「別冊商租調査表」、1927年分から1931年分については「満洲商租問題一件 調査報告関係」第1巻を参照。
- 22 例えば、「南満借地問題」（『東京朝日新聞』1917年4月23日）。
- 23 「平和主義と開放主義」（『東京朝日新聞』1919年1月4日）、「帝国の主張」（『東京日日新聞』1919

- 年1月4日)、「帝国の対講和方針」(『大阪毎日新聞』1919年1月5日)。
- 24 「在満邦人救済の為に金融の根本的整備を軍事外交会議に要請」(『大阪毎日新聞』1921年5月21日)、「満洲商租新条約」(『東京朝日新聞』1921年5月22日)、「解決期に入れる満洲商租問題」(『大阪朝日新聞』1921年5月22日)。
- 25 「満蒙開発と商租暫行章程」(『報知新聞』1921年8月9日)、「満洲土地商租」(『東京朝日新聞』1921年8月13日)、「商租暫行章程提出」(『国民新聞』1921年9月5日)。
- 26 「行詰まれる満蒙局面の打開策」(『大阪朝日新聞』1925年4月14日～22日)、「現内閣のその日暮し外交」(『大阪毎日新聞』1925年5月22日)など。
- 27 「消極より積極への転換」(『国民新聞』1927年6月18日)、「東方会議開かる」(『大阪朝日新聞』1927年6月28日～7月3日)。
- 28 「東方会議の結果に依る満蒙交渉の幕開く」(『大阪毎日新聞』1927年8月25日)。
- 29 「近く再開される日支通商条約改訂会議」(『大阪毎日新聞』1927年8月9日)、「対支政策は如何に刷新されるか」(『東京朝日新聞』1927年8月11日)。
- 30 「クライマックスに入るけふの太平洋会議」(『時事新報』1929年11月5日)。
- 31 「日華治外法権交渉」(『東京朝日新聞』1931年3月18日)、「日本の立場を護れ」(『大阪毎日新聞』1931年3月25日)。
- 32 「万宝山事件の解決について」(『中外商業新報』1931年7月17日)、「満蒙政策の行詰り何と見る」(『大阪朝日新聞』1931年7月19日～22日)。
- 33 比較的早い時期のものとして、南満洲鉄道地方部農務課編『満蒙に於ける農業経営の研究』(1922年)や、南満洲鉄道社長室調査課編『満蒙に於ける各国の合弁事業』第1輯(1922年)。
- 34 東亜勸業株式会社編『南満洲に於ける土地商租問題』(1926年)。
- 35 『満蒙実業彙報』65、1920年11月。
- 36 『大連商業会議所報』132、1926年8月。
- 37 外務省記録「支那ニ於ケル租借地関係雑件 規則ニ関スル件」第1巻(JACAR Ref. B04011178300)、1924年4月30日、奉天総領事船津辰一郎発、外相松井慶四郎宛。川村宗嗣の著述については、佐藤[2000]が紹介している。
- 38 川村宗嗣「商租問題に就て」(『満洲日日新聞』1921年4月23日～5月4日)。
- 39 川村宗嗣「土地商租権問題解決の好機」(1923年11月)(外務省記録「支那ニ於ケル租借地関係雑件 規則ニ関スル件」第3巻(JACAR Ref. B04011179400)、1924年1月14日、川村宗嗣発、外相松井宛)。
- 40 川村宗嗣「所謂商租問題」(『外交時報』44-5、1926年9月)。
- 41 木下通敏『人口問題ヲ基調トシテ 満蒙拓殖策の研究』(外務省通商局、1927年)第2章。
- 42 川村宗嗣「商租問題の核心」(『新天地』7-10、1927年10月)。
- 43 「主張及批判」(『新天地』10-7、1930年7月)。記事に「板倉」の署名あり。板倉真五か。

参考文献

- 相沢美香「南満州における土地商租権問題」『国史学』135、1988年5月。
- 浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制』御茶の水書房、1968年。
- 「満州における土地商租権問題」満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房、1972年。
- 白井勝美「南満東蒙条約の成立前後」栗原健編著『対満蒙政策史の一面』原書房、1966年。
- 江夏由樹「土地利権をめぐる中国・日本の官民関係」『アジア経済』38-1、1997年1月。
- 北野剛『明治・大正期の日本の満蒙政策史研究』芙蓉書房出版、2012年。
- 「土地商租権問題再考」『日本史研究』689、2020年1月。
- 佐藤元英『昭和初期対中国政策の研究』原書房、1992年。
- 『近代日本の外交と軍事』吉川弘文館、2000年。
- 「土地商租権をめぐる日中間の抗争」『中央大学政策文化総合研究所年報』21、2018年。
- 副島昭一「中国の不平等条約撤廃と『満州事変』」古屋哲夫編『日中戦争史研究』吉川弘文館、1984年。
- 馬場明『日露戦争後の日中関係』原書房、1993年。
- 『日露戦争後の満州問題』原書房、2003年。
- 兪辛焯『満州事変期の中日外交史研究』東方書店、1986年。
- 李盛煥『近代東アジアの政治力学』錦正社、1991年。

(きたの・ごう 短期大学部講師)